

契約意向確認書

CO・OP学生総合共済

◆加入申込書③(申込欄:「契約意向確認」)の回答にあたって、以下をお読みください。

学生総合共済パンフレットの「契約意向確認書」「重要事項説明書」では正式名称である「CO・OP学生総合共済」と表記しています。

それ以外では、略称として「学生総合共済」と表記しています。

1 お申し込みのCO・OP学生総合共済の保障内容、保障期間、共済掛金、満期時の手続き(自動移行など)について

【共済の保障開始日と保障期間について】

保障内容等については、保障表や重要事項説明書でご確認ください。共済・保険は、申し込みとあわせ、掛金・保険料を領収した上で契約が有効となります。

共済	新入生の方	初年度の共済期間	次年度の払込方法	保障の終了
	入学年3月31日までに お申し込みされた方	入学年4月1日午前0時から 翌年3月31日まで	口座振替(年払)	卒業予定年月の 末日まで
例	4月1日以降申し込みの方	初年度の共済期間	次年度の払込方法	保障の終了
	当年4月15日に お申し込みされた方	当年4月16日午前0時から 翌年4月30日まで	口座振替(年払)	卒業予定年月の 末日まで

参考 保険	新入生の方	初年度の保険期間	次年度の払込方法	保障の終了
	入学年3月31日までに 払込みをされた方	入学年4月1日午前0時から 翌年4月1日午後4時まで	口座振替(年払)	卒業予定年 4月1日午後4時まで
例	4月1日以降払込みの方	初年度の保険期間	次年度の払込方法	保障の終了
	当年4月15日に 払込みをされた方	当年4月16日午前0時から 翌年4月1日午後4時まで	口座振替(年払)	卒業予定年 4月1日午後4時まで

【満期時のお手続きについて】満期時に、お手続きのご案内をします。お手続きがない場合、次の通りとなります。

CO・OP学生総合共済 学生向けの保障	契約終了となります。 ※新社会人コース(B1200コース)に事前申込している場合は、B1200コースに更新(更改)します。
CO・OP学生総合共済 新社会人コース	次のコースに自動移行となります。 B1200コース → 告知緩やか1000円コース ※新社会人コース(B1200コース)の満期時点で既に《たすけあい》にご加入の場合、新社会人コースは自動移行せず、満期終了します。

2 共済期間や満期金・解約返戻金・割戻金の有無について

お申し込みいただく商品について、ご確認ください。

商品	共済期間	満期金	解約返戻金	割戻金*
CO・OP学生総合共済	1年間(各コースの保障終了日までは自動的に更新します)	なし	あり	あり

※ 決算後に剩余が生じた場合、割戻金として還元します。(お支払いを確約するものではありません。)

3 告知事項の重要性について

健康状態についての質問(告知事項)に正しく回答いただかないと、契約を終了(解除)とし、共済金をお支払いできない場合があります。

生協の担当者などに口頭でお話しされても、告知事項に回答したことになりません。告知事項について不明な点は、生協へお問い合わせください。

4 お支払いの対象となる入院、手術、ケガ通院などについて

共済事業規約・細則で定められているものが保障の対象となります。内容によっては保障の対象とならない場合があります。下表は代表的な例です。

	お支払いの対象となる例	お支払いの対象とならない例
入院	■次の3点を満たす入院 1.健康保険の適用対象となるもの 2.病院で「入院」と扱っているもの 3.共済事業規約・細則に定める「入院」に該当するもの* ※医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院。 (例)・肺炎での入院・心筋梗塞での入院・切迫早産での入院 など	■健康保険の適用とならないもの ■病院で「入院」と扱われていないもの ■共済事業規約・細則に定める「入院」に該当しないもの (例)・正常分娩での入院 ・人間ドックでの入院 ・美容整形での入院 など
手術	■病気やケガの治療を直接の目的として受けた、共済事業規約・細則で支払対象としている手術※お支払いについて制限がある場合があります。 (例)・腫瘍を摘出する手術・白内障の手術・虫垂炎の手術 など	■病気やケガの治療を直接の目的としない手術 (例)・検査・生検目的の手術・美容整形の手術 など ■共済事業規約・細則で支払対象としている手術 (例)・創傷処理・抜歯手術 など
ケガ通院	■次の3つの条件をすべて満たしているもの ①急激性(突発的なできごと) ②偶然性(予見されないできごと) ③外因性(原因が被共済者の身体の外部から作用すること) (例)・炊飯器の蒸気でやけど・自転車で転倒し打撲 など	■左の3つの条件をどれか1つでも満たさないもの (例)・野球肘・テニス肘・筋肉痛・習慣性脱臼・けんしよう炎・疲労骨折・骨粗鬆症を原因とする骨折・靴擦れ・しもやけ・寝ちがい・熱中症・感染症(とびひ・水ぼうそうなど)・中耳炎・結膜炎・化粧かぶれ・薬かぶれ・爪周囲炎・陷入爪(まき爪)・虫にさされかきむしる など ■共済事業規約・細則に定める「通院」に該当しないもの ■平常の生活または業務に支障のない程度に治癒した以降の通院

5 「ご確認いただきたいこと」について

◆以上、①～⑤について加入申込書③(申込欄:「契約意向確認」)へご回答ください。

共済は大切な契約です。以下の3点をご確認の上、お申し込みください。

1.「重要事項説明書」を読んでいただくこと。 2.共済金をお支払いできない場合があること。 重要事項説明書 II.【注意喚起情報】 をお読みください。				
<table><thead><tr><th>共済金</th><th>注意事項(例)</th></tr></thead><tbody><tr><td>死亡・重度後遺障害・入院・手術・親扶養者死亡</td><td>発効日の前日以前に発病していた病気を原因とし、発効日から1年以内の共済事由については、免責とします。</td></tr></tbody></table>	共済金	注意事項(例)	死亡・重度後遺障害・入院・手術・親扶養者死亡	発効日の前日以前に発病していた病気を原因とし、発効日から1年以内の共済事由については、免責とします。
共済金	注意事項(例)			
死亡・重度後遺障害・入院・手術・親扶養者死亡	発効日の前日以前に発病していた病気を原因とし、発効日から1年以内の共済事由については、免責とします。			
3.既にご加入の共済や保険を解約して、CO・OP学生総合共済に加入する場合 解約される商品とお申し込みされるCO・OP学生総合共済では、保障内容の違いなどで、加入者にとって不利益となる可能性があること。				

CO・OP共済《たすけあい》にご加入されている方は、保障が途切れることなく《学生総合共済》への移行が可能です。詳しくはコープ共済センター(0120-50-9431)までお問い合わせください。